

## I 市民農園とは

市民農園とは

## 市民農園とは

「市民農園」とは、一般に都市住民や農地を持たない方々が、レクリエーションや自家用野菜の栽培などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花などを育て、食や農に親しむ「楽農生活」を実践するための農園のことです。

このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルデン、ロシアではダーチャと呼ばれ、人々の生活に根ざしたものとなっています。

近年、自然志向を背景に、農業体験に対する県民の関心が高まり、余暇活動としてだけでなく、子供たちの情操教育、心身の健康の回復・維持・増進、共通の趣味を持つ仲間との交流、老後の生きがいづくりなどの面からも、自然や土地とのふれあいを求め、市民農園を利用する人々が増えています。

市民農園は、農業者以外の人々の農業に対する理解の増大や都市と農村との交流による地域の活性化、遊休農地の活用や発生抑制などの意義を有しています。

また、都市住民のレクリエーション等のニーズに対応できるとともに、良好な環境の形成や防災機能、新たなコミュニティの形成、食と「農」に対する理解を深める教育など多面的な機能を有し、様々な役割を果たしていくことが期待されます。



## 誰でもできる市民農園の開設

農作業体験の場となる農地は、だれもが自由に貸し借りをすることができません。市民農園に関わる人にとって、農地の利用に関する規制は必ず知っておく必要があります。

農地は、農地法に基づき、売買したり貸借する場合には、原則として農業委員会(又は県知事)の許可を受ける必要があります。

こうした許可は、原則として相当規模の経営面積を持つ農業者(地域によって異なりますが一般的には農地面積5,000㎡以上)でないと受けられません。

そのため、これまで農業をしたことがない人が趣味として農業を始めるために小規模の農地を購入したり借りたいと思っても、農地法の規制により許可を受けることができません。これは、農地法が農地の効率的な利用を図り農業生産力を増進することを目的としているためです。

しかし、楽しみや生きがいとしての農業のニーズが高まる中で、農地法の特例として条件付きで小規模な農地の貸借を認める「特定農地貸付法」が平成元年9月に施行され、地方公共団体又は農業協同組合が実施する場合に限り、小規模な農地を貸借する道が開かれました。

その後、平成15年4月に「構造改革特別区域法」が施行され、農地の遊休化が深刻な問題となっている地域では、地方公共団体や農業協同組合以外でも貸し農園の開設を可能とする特例措置が講じられました。この特区が全国展開されて特定農地貸付法が改正(平成17年9月)されたことで、地方公共団体や農業協同組合だけでなく、農業者やNPO法人、民間企業など、誰でも貸し農園が開設できるようになりました。